

ペストコントロール技能師 資格認証規程

平成 20 年 5 月 19 日 制 定
平成 21 年 5 月 26 日 一部改正
平成 24 年 1 月 19 日 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 8 月 1 日 一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本ペストコントロール協会（以下「本会」という。）が、ペストコントロール技能師（以下「技能師」という。）の資格制度を定めることにより、ペストコントロール従事者の資質向上を計り、従事者が本資格を取得することによって、自らの身分と技術や知識の修得について社会に証明し、もってペストコントロール業界の社会的認知と地位の確立に資することを目的とするものである。また、教育・講習会の側面は広く公開し、最新の専門知識修得の場を設けることで、ペストコントロール業界の健全な発展を図る。

(定義)

第 2 条 この規程で、技能師とは、本会会員事業所に所属する有害生物の防除に従事する個人であって、第 6 条に定める技能師認証講習を履修して、本会より技能師の資格認証を受けた者をいう。

(義務)

第 3 条 技能師は、有害生物の防除を行うにあたり関連法規を遵守し、総合的有害生物管理（IPM）の理念のもとに、適切な方法を選択し、生活環境等に配慮した施工を推進する。

2 技能師は、ペストコントロール業務に従事する際は交付された技能師証を常に携帯し、第三者の求めがあった場合は速やかに提示する。

(運営)

第 4 条 技能師資格認証の実施主体は本会とする。

第2章 技能師の講習及び認証

(技能師資格認証委員会)

第5条 本会に技能師資格認証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業の運営を統括する。

- 2 委員会の委員は、本会会長が委嘱する。
- 3 委員会は、技能師を養成するため、第6条に定める講習科目を履修し、その考査等により一定の基準を満たした者について技能師として資格を認証する。
- 4 委員会のもと、学識者等若干名をもって組織される評価委員会を設置し、考査の出題及び合否判定等を行う。

(技能師認証講習)

第6条 技能師認証講習は、委員会が実施する。

- 2 技能師認証講習の研修内容は、次に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) ペストコントロールの基礎に関する事項
 - (2) 総合的有害生物管理（IPM）の理念等に関する事項
 - (3) 薬剤の安全使用に関する事項
 - (4) ビジネスコンプライアンスやモラルに関する事項
 - (5) 考査
- 3 技能師認証講習は原則として5時間以上とし、必ず考査を含むものとする。
- 4 技能師認証講習に係るテキストについては、委員会がこれを策定する。

(技能師更新時教育)

第7条 技能師更新時教育は、委員会が実施する。

- 2 技能師更新時教育は、有効期限の更新を希望する技能師に対して実施し、研修内容については、委員会が別に定める。

(委託)

第8条 前2条に定める講習等の実施について、委員会はその一部または全部を外部機関等へ委託することができる。

- 2 委託内容に関しては、別に定める委託契約による。

(受講申請)

第9条 技能師資格の取得申請者は、技能師受講申請書（様式第1号）及び、写真、手数料を添えて所属会員事業所を通じて本会に提出する。

- 2 本会会員以外で受講を希望する者は、技能師受講申請書（様式第1号の2）及び手数料を添えて、本会に直接提出する。ただし、当該者は受講のみ可能であり、考査の実施およ

び資格認証は行われぬ。

(受講修了証)

第 10 条 技能師認証講習を受講した者には、講習会終了後に受講修了証を発行する。

(資格認証)

第 11 条 委員会は評価委員会の判定に基づき、技能師講習を受講し、考査に合格した者に対して資格認証としての技能師証(様式第 2 号)を交付する。

(変更事項の届出)

第 12 条 技能師証の有効期間中に、申請時に提出した事項に変更が生じた場合は、速やかに技能師証認証事項変更申請書(様式第 3 号)に変更事項の事実を証明する書類を添えて、本会に届出なければならない。

- 2 前号のうち、技能師証表記事項に変更が生じた場合は、技能師証、申請者本人の写真相および手数料を添えて、本会に書き換えの申請をしなければならない。

(再交付)

第 13 条 技能師証を破損、汚損または紛失したときは、技能師証再交付申請書(様式第 4 号)に、破損、汚損した技能師証、申請者本人の写真相および手数料を添えて、本会に提出しなければならない。

- 2 紛失した技能師証が発見された場合は、速やかに発見された技能師証を本会へ返納しなければならない。

(有効期間)

第 14 条 資格認証の有効期間は 3 年間とする。

- 2 有効期間の起算日は、新規認証として技能師証が交付された日から、初めて迎える 4 月 1 日とする。また、通常更新時の技能師証は更新前の有効期間から継続した 3 年間とする。
- 3 有効期間を過ぎ、更新手続きがされなかった場合、更新手続きが完了するまで一切の技能師資格は無効とする。

(更新の申請)

第 15 条 技能師認証を引き続き希望する者は、資格認証期間の満了までに技能師更新申請をしなければならない。

- 2 技能師更新申請者は、技能師更新申請書(様式第 5 号)及び、写真相、手数料を添えて所属事業所を通じて本会に提出しなければならない。

(更新の告知)

第 16 条 技能師更新申請手続きについては、本会機関誌及びホームページ等により、告知を行う。

なお、更新該当年度の者には、直接告知する。ただし、第 12 条に基づく届け出がなされずに告知が届けられない場合、本会はその責を負わないものとする。

(資格の停止)

第 17 条 次の各号の一に該当する場合は、原則として一切の技能師資格を停止する。技能師証は本会に返納しなければならない。

(1) 本会会員事業所を退職した場合。

(2) 所属事業所が本会会員でなくなった場合。

2 前号で資格の停止となった者が、あたらめて本会会員事業所に就職した場合は、変更・更新を可能とする。

(認証の取り消し等)

第 18 条 本会会長は技能師が次の各号の一に該当した場合は、認証を取り消すことができる。

(1) 虚偽または不正の事実に基づいて認証を受けた場合。

(2) 不法行為、不安全行為により、技能師としての信用を著しく傷つけ、または本会の不名誉となるような行為等、技能師として不適切と本会が判断した場合。

2 前項により認証の取り消し処分を受けた者については、処分の日から満 2 年を経過するまでの間、認証申請を認めない。

(申請料等の不返還)

第 19 条 一旦本会に納入した申請料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、本会の責による場合はこの限りではない。

第 3 章 手数料

(手数料)

第 20 条 認証等の手数料は別に定める。

第 4 章 雑則

(細則への委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、認証および講習の実施その他、この規程の運用に必要な事項は細則で定める。

付 則

(施行期日)

本規程は平成 20 年 5 月 19 日より施行する。

本規程の一部改正は平成 21 年 5 月 26 日より施行する。

本規程の一部改正は平成 24 年 1 月 19 日より施行する。

本規程の一部改正は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

本規程の一部改正は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

本規程の一部改正は平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

ペストコントロール技能師 資格認証規程細則

平成 20 年 5 月 19 日	制 定
平成 24 年 1 月 19 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
平成 29 年 8 月 1 日	一部改正

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本ペストコントロール協会(以下「本会」という。)のペストコントロール技能師(以下「技能師」という。)資格認証規程(以下「規程」という。)に基づき、本会が行う技能師の認証および養成に関する業務の運営、ならびに技能師資格認証委員会(以下「委員会」という。)が定める事項について規定するものである。

(手数料)

第 2 条 規程 20 条に定める認証等の手数料は、次のとおりとする。(全て税抜き)

- | | |
|---|----------|
| (1) 技能師認証講習手数料 | 14,000 円 |
| (会 員=受講料 9,000 円+試験及び認証費用 5,000 円) | |
| (非会員=受講料 14,000 円(試験及び認証なし)) | |
| (2) 技能師更新教育手数料 | 7,000 円 |
| (ただし、有効期間を過ぎた者が認証更新を希望する場合、追加管理手数料 3,000 円) | |
| (3) 技能師証書き換え手数料 | 1,000 円 |
| (4) 技能師証再交付手数料 | 4,000 円 |

(各種様式)

第 3 条 規程の様式 1 号から 5 号については委員会が別に定める。

(ペストコントロール 1 級技術者の取り扱い)

第 4 条 技能師であるペストコントロール 1 級技術者は、ペストコントロール 1 級技術者更新時教育の受講をもって、規程第 7 条に定める技能師更新時教育を修了したものとみなすことができる。

- 2 前項による技能師更新申請手数料は 3,000 円(税抜き)とする。
- 3 前 2 号により更新した技能師証の有効期間の起算日は、規程第 14 条に依らず、当該ペストコントロール 1 級技術者更新時教育を修了した日から、初めて迎える 4 月 1 日より 3 年間とする。

(技能師更新時教育および更新技能師証の発行)

第5条 技能師更新時教育及び更新技能師証の発行については、原則として下記(1)～(4)の通りとする。

- (1) 技能師更新申請：本会は更新該当年度の技能師に対し、規程第15条に基づいた申請書を送付する。
- (2) 教本および問題回答：本会は、前号の申請書送付時に、教本及び問題を併せて送付し、更新申請者は教本の活用により、更新申請書及び問題の回答、技能師更新教育手数料を沿えて本会に提出する。
- (3) 本会は前号の回答に教育等を行い、更新した技能師証を更新申請者に発送する。
- (4) 有効期間を過ぎた者の更新に係る教本や有効期間については、新たな技能師証更新申請年度の技能師更新時教育を行ったものとする。

(会員外の受講等)

第6条 規程第9条に定める当協会会員外の受講については、下記のとおりとする。

- (1) 受講修了証は、会員同様に発行される。
- (2) 考査並びに技能師認証は、受けることができない。
- (3) 受講修了証所持者が会員となった場合は、当該修了証発行年度を起点として3年以内であれば、受講は免除され、考査受講および認証のみで技能師認証を受けることができ、その場合の手数料は5,000円(税抜き)とする。なお、発行される技能師証の有効期限は、認証年度の通常発行扱いとする。

付 則

(施行期日)

本規程細則は平成20年5月19日より施行する。

本規程細則の一部改正は平成24年1月19日より施行する。

本規程細則の一部改正は平成25年4月1日より施行する。

本規程細則の一部改正は平成29年4月1日より施行する。

本規程細則の一部改正は平成29年4月1日より施行する。

本規程細則の一部改正は平成29年8月1日より施行する。